

資料NO. 6

必携

日本医師会雑誌 第128巻・第10号 平成14年11月15日発行 [付録]

第2版

診療情報の 提供に関する指針

平成14年10月

日本医師会

序 文—第2版発行にあたって

日本医師会

会長 坪井 栄孝



「診療情報の提供に関する指針」は平成12年1月の施行開始以来、都道府県医師会ならびに郡市区医師会の関係者のご努力と、会員をはじめとする医師のかたがたの真摯な取り組みのお陰をもちまして、国民医療の質の向上に貢献できていると自負しております。

ところで、今、人々が心から望んでいることは、健康であることに加えて、日常生活の安全と、真実を知ること、そして精神的な豊かさであると思います。これは、国民が医療に対して求めている内容とも一致します。

この「指針」は、医療に向けられた国民の期待に応えるための、日本医師会の象徴的な取り組みといえます。医師から誠意のこもった説明を受けた患者さんは、医師との深い信頼関係のなかで、疾病を克服しようという勇気を感じ、また、疾病に対する理解を深めることにより、治療効果も向上することが期待されます。

このように日常診療のなかで大切な役割を担う「指針」を、去る10月22日開催の第107回臨時代議員会において、制定後初めて改定し、平成15年1月1日から施行することといたしました。この改定は、約3年にわたり「指針」を実践してきたなかで生じた問題を慎重に検討した結果であります。今回の改定により、さらに一步、患者さんの期待に応えうる「指針」へと成長したと確信しております。

この改定された「指針」を日常診療のなかで存分に活用され、さらに血の通った「指針」にさせていただくことを、切にお願いいたします。

第1版序文

日本医師会

会長 坪井 栄 孝

医療提供体制として改革に必要なことは、医療を受ける側が如何にわかりやすく、かつ容易に医療情報を得ることができるか、医療を提供する側からいえば如何にして徹底したディスクロージャーができるかということだと捉えております。

この課題を実現する方策の一つとして、かねてより日本医師会は、インフォームド・コンセント理論の具体的な実践を提言し、患者さんに対して積極的に診療情報を提供することの重要性を、機会あるごとに会員の皆様にご理解をお願いしつづけてまいりました。

このたび、われわれがこれまで実践してまいりました診療情報の提供を、「診療情報の提供に関する指針」としてまとめ、去る4月1日開催の第100回日本医師会定例代議員会において、日本医師会会員の倫理規範の一つとして制定することを議決いただきました。

日常の診療の場で、本指針を診療情報提供への取り組みに是非ともご活用いただきたいと存じます。

また、本指針の実践によって、国民との強い信頼関係をもった医療提供体制の構築を図っていただきたいと考えています。

最後に、高い見識をもって採決されました日本医師会代議員の諸先生と、本指針をまとめられました「診療情報提供に関するガイドライン検討委員会」委員の先生方に心から感謝申し上げます。

(平成11年4月)

診療情報の提供に関する指針

目次

診療情報の提供に関する指針	1
1 基本理念	1
1-1 この指針の目的	1
2 定義および適用範囲	1
2-1 この指針で使う用語の意味	1
3 診療情報の提供	2
3-1 診療情報提供の一般原則	2
3-2 診療の際の診療情報提供	2
3-3 診療記録等の開示による情報提供	3
3-4 診療記録等の開示を求めうる者	3
3-5 診療記録等の開示を求める手続き	3
3-6 費用の請求	4
3-7 医療施設における手続き規定の整備	4
3-8 診療記録等の開示などを拒みうる場合	4
4 医師相互間の診療情報の提供	5
4-1 医師の求めによる診療情報の提供	5
5 遺族に対する診療情報の提供	5
5-1 遺族に対する診療情報の提供	5
6 その他	5
6-1 教育、研修	5

6-2 苦情処理機関の設置	6
6-3 指針の見直し	6
附則	6
付；指針の実施にあたって留意すべき点	7
指針1-1 関係	7
指針3-1 ないし3-8について	8
指針3-1 b 関係	8
指針3-3 関係	8
指針3-4 関係	8
指針3-5 および3-7 関係	10
指針3-6 関係	12
指針3-8 関係	12
指針4-1 関係	13
指針5-1 関係	14
指針6-1 関係	14
指針6-2 関係	15

診療情報の提供に関する指針

1 基本理念

1-1 この指針の目的

日本医師会は、医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、共同して疾病を克服し、医師、患者間のより良い信頼関係を築くことを目的として、会員の倫理規範の一つとして、この指針を制定する。

日本医師会のすべての会員は、この目的を達成するために、この指針の趣旨に沿って患者に診療情報を提供する。

2 定義および適用範囲

2-1 この指針で使う用語の意味

この指針で使う主な用語の意味は、以下のとおりである。

診療情報・・・診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た情報

診療録・・・医師法第24条所定の文書

診療記録等・・・診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績表、エックス線写真、助産録、看護記録、その他、診療の過程で患者の身体状況、病状等について作成、記録された書面、画像等の一切

診療記録等の開示・・・患者など特定の者に対して、診療記録等の閲覧、謄写の求めに応ずること

3 診療情報の提供

3-1 診療情報提供の一般原則

- a 医師は、患者に対して懇切に診療情報を説明・提供するよう努める。
- b 診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により提供する。

3-2 診療の際の診療情報提供

- a 診療中の患者に対する診療情報の説明・提供は、おおむね、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 現在の症状および診断病名
 - 予後
 - 処置および治療の方針
 - 処方する薬剤については、薬剤名、服用方法、効能、特に注意を要する副作用
 - 代替的治療法がある場合には、その内容および利害得失
 - 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性、合併症の有無
- b 患者が、「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重する。

3-3 診療記録等の開示による情報提供

- a 医師および医療施設の管理者は、患者が自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応ずるものとする。
- b 診療記録等の開示の際、患者が補足的な説明を求めたときは、医師はできる限り速やかにこれに応ずるものとする。

3-4 診療記録等の開示を求めうる者

診療記録等の開示を求めることができる者は、原則として次のとおりとする。

患者が成人で判断能力ある場合は、患者本人

患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。

診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

患者本人から代理権を与えられた親族

患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者

3-5 診療記録等の開示を求める手続き

- a 診療記録等の開示を求めようとする者は、各医療施設が定めた方式にしたがって、医療施設の管理者に対して申し立てる。
- b 前項の申立人は、自己が〔3-4〕に定める申立人であることを証明するものとする。
- c a項の申し立てを受けた医療施設の管理者は、速やかに診療記録等を開示するか否か等を決定し、これを申立人に通知する。

3-6 費用の請求

医療施設の管理者は、診療記録等の謄写に要した代金等の実費を、診療記録等の開示を求めた者に請求することができる。

3-7 医療施設における手続き規定の整備

医療施設の管理者は、診療記録等の開示請求、実施、費用請求等に関する規定および申し立て書等の書式を整備する。

3-8 診療記録等の開示などを拒みうる場合

- a 医師および医療施設の管理者は、患者からの診療情報の提供、診療記録等の開示の申し立てが、次の事由に当たる場合には、〔3-1〕、〔3-2〕および〔3-3〕の定めにかかわらず、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことができる。

対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき

診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき

前二号のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するとき

- b 医師および医療施設の管理者が前項により申立の全部または一部を拒むときは、申立人に対して〔6-2〕に定める苦情処理機関があることを教示するものとする。

4 医師相互間の診療情報の提供

4-1 医師の求めによる診療情報の提供

- a 医師は、患者の診療のため必要があるときは、患者の同意を得て、その患者を診療した若しくは現に診療している他の医師に対して直接に、診療情報の提供を求めることができる。
- b 前項の求めを受けた医師は、患者の同意を確認したうえで、診療情報を提供するものとする。

5 遺族に対する診療情報の提供

5-1 遺族に対する診療情報の提供

- a 医師および医療施設の管理者は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについての診療情報を提供する。
- b 前項の診療情報の提供については、〔3-1〕、〔3-3〕、〔3-5〕、〔3-6〕、〔3-7〕および〔3-8〕の定めを準用する。
ただし、診療記録等の開示を求めることができる者は、患者の法定相続人とする。

6 その他

6-1 教育、研修

日本医師会および都道府県医師会は、医師がこの指針を遵守することを促すために、診療情報の提供、診療記録等の開示等に関する教育、研修などの措置を講ずる。

6-2 苦情処理機関の設置

医師と患者との間の診療情報の提供、診療記録等の開示に関する苦情受付の窓口および苦情処理機関を医師会の中に設置する。

6-3 指針の見直し

日本医師会は、この指針を、診療録その他の診療記録等の作成・管理に関する環境の整備、ならびに医療をめぐる諸条件の変化に適合させるため、2年ごとにその内容を見直す。ただし、必要があるときは、何時でも適宜、検討することができる。

附則（平成11年4月1日 制定）

- 1 この指針は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この指針は施行日以前になされた診療および作成された診療記録等については適用されない。

附則（平成14年10月22日 一部改定）

この改定指針は、平成15年1月1日から施行する。